平成24年10月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

判

主

平成23年(行ウ)第108号 公文書一部不開示決定処分取消請求事件(甲事件) 平成23年(行ウ)第109号 公文書一部不開示決定処分取消請求事件(乙事件) 平成23年(行ウ)第110号 公文書一部不開示決定処分取消請求事件(丙事件) 口頭弁論終結日 平成24年8月22日

大阪府大東市泉町2丁目7番18号 原 告 光 城 敏 雄 大阪府大東市谷川1丁目1番1号 告 大 東 市 同代表者兼処分行政庁 大 東 市 長 東 坂 浩 被告訴訟代理人弁護士 ÷ 内 則 雄

決

文

- 1 大東市長が平成23年1月13日付けで原告に対してした公文書部分公開 決定(大東交第683号)のうち、非公開部分(平成23年8月2日付け通 知書(大東道第631号)及び平成24年5月11日付け通知書(大東道第 218号)によって撤回された部分を除く。)を取り消す。
- 2 大東市長が平成23年1月13日付けで原告に対してした公文書部分公開 決定(大東交第684号)のうち、非公開部分を取り消す。
- 3 大東市長が平成23年1月13日付けで原告に対してした公文書部分公開 決定(大東交第685号)のうち、非公開部分を取り消す。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

Ţ

1 甲事件

主文1項と同旨

- 2 乙事件主文2項と同旨
- 3 丙事件主文3項と同旨

第2 事案の概要

1 事案の骨子

本件は、平成22年11月に行われた「大東市立住道駅中央自動車・自転車 駐車場」及び「大東市立住道駅前自動二輪車等駐車場」の指定管理者の候補者 選定(以下「本件選定事務」という。)において審査を行った大東市指定管理 者選定審査委員会(以下「本件委員会」という。)に関し,原告が,大東市情 報公開条例(以下「本件条例」という。)に基づいて、大東市長に対し、本件 委員会の各委員の氏名、役職及び連絡先並びに会議録(甲事件)、本件選定事 務に係る4申請団体名,順位及び採点結果(乙事件)、本件委員会の各委員の 採点項目と配点(丙事件)の情報公開をそれぞれ求めたところ、大東市長が、 甲事件については、外部委員の連絡先並びに会議録のうち発言している委員、 第2回会議議事録中の財政的安定度に係る採点者の氏名及び第3回会議議事録 中の最高得点を取得した団体以外の申請団体の名称が記載された部分を、乙事 件については、最高得点を取得した団体以外の団体名を、丙事件については、 審査採点表上の委員の氏名及び最高得点を取得した団体以外の団体名を、それ ぞれ非公開とする各部分公開決定(以下「本件各決定」という。)をしたため、 原告が、本件各決定のうち非公開とされた上記各部分の取消しを求めている事 案である。

2 本件条例の定め

(1) 本件条例 5 条 1 項

次の各号に掲げる者は、実施機関に対し、情報の公開(かっこ内略)を請

求することができる。

1号 市の区域内に住所を有する者

(2) 本件条例 6 条

実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の 公開をしないことができる。

- 1号 法人(国および地方公共団体その他の公共団体(以下「国等」という。)を除く。),団体または個人の事業者(以下「法人等」という。)に関する情報のうち,公開することにより,当該法人等の競争上の地位,財産権その他正当な利益を侵害すると認めるに相当の理由のあるものまたは公開しないことを条件に法人等から提供された情報で,公開しないことが必要かつ合理的であると認めるに相当の理由のある情報。ただし,次に掲げる情報(省略)を除く。
- 4号 公開することにより、市政の公平または円滑な執行に著しい支障を及 ぼすおそれのある次に掲げる情報
 - ア 市の内部機関または機関相互における審議,検討または調査等に関する情報であって,公開することにより,当該審議,検討または調査等に 著しい支障がある情報
 - イ 市の行う事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失わせ、または当該事務事業の円滑な実施に著しい支障がある情報

(3) 本件条例 7 条

実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の 公開をしてはならない。

1号 個人に関する情報(個人の事業者の当該事業に関する情報を除く。) であって、特定の個人が識別され、またはされ得るもののうち、一般に他 人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報。ただし、 次に掲げる情報を除く(以下略)。

(4) 非公開情報の略称について

以下,本件条例6条1号に該当する情報を「法人等情報」といい,本件条例6条4号アに該当する情報を「意思形成過程情報」といい,本件条例6条4号イに該当する情報を「事務事業情報」といい,本件条例7条1号に該当する情報を「個人情報」という。

- 3 前提となる事実(当事者間に争いのない事実及び証拠等により容易に認められる事実。以下、書証番号は特に断らない限り枝番号を含む。)
 - (1) 当事者等
 - ア 原告は、大東市内に住所を有する者であり、実施機関に対し情報の公開 を請求することができる者である(本件条例 5 条 1 項 1 号)。
 - イ 大東市長は、本件条例の実施機関である(本件条例2条3号)。
- (2) 原告による各情報公開請求 (甲1から3まで、弁論の全趣旨)
 - ア 原告は、平成22年12月22日、本件条例に基づいて、大東市長に対し、請求に係る情報を「指定管理者制度における『大東市立住道駅中央自動車・自転車駐車場(第2期)および大東市立住道駅前自動二輪車等駐車場』での選定審査委員会の役職と委員名と会議録」として、写しの交付(電子メールでの送付)の方法による情報の公開を請求した(以下「本件申請求」といい、公開を求める情報を「本件申情報」という。)。
 - イ 原告は、同日、本件条例に基づいて、大東市長に対し、請求に係る情報を「指定管理者制度における『大東市立住道駅中央自動車・自転車駐車場 (第2期)および大東市立住道駅前自動二輪車等駐車場』での4申請団体 名と順位と採点結果」として、写しの交付(電子メールでの送付)の方法 による情報の公開を請求した(以下「本件乙請求」といい、公開を求める 情報を「本件乙情報」という。)。
 - ウ 原告は、同日、本件条例に基づいて、大東市長に対し、請求に係る情報

を「指定管理者制度における『大東市立住道駅中央自動車・自転車駐車場 (第2期) および大東市立住道駅前自動二輪車等駐車場』での選定審査委 員会の各委員の採点項目と配点」として、写しの交付(電子メールでの送 付)の方法による情報の公開を請求した(以下「本件丙請求」といい、公 開を求める情報を「本件丙情報」という。)。

- (3) 大東市長による本件各決定(甲1から3まで、弁論の全趣旨)
 - ア 大東市長は、本件甲請求に対し、別紙1の1 (甲1の1)の平成23年 1月13日付け部分公開決定通知書(大東交第683号)により、本件甲 情報のうち、①本件委員会委員名簿中の委員(市外部の委員に限る。)の 氏名及び連絡先は個人情報に該当するとして、②本件委員会の会議録は法 人等情報に該当するとして、これらの部分をいずれも非公開とする部分公 開決定(以下「本件甲決定」という。)をした。本件甲決定により部分公 開された文書は別紙1の2(甲1の2)である。
 - イ 大東市長は、本件乙請求に対し、別紙2の1 (甲2の1)の同日付け部 分公開決定通知書(大東交第684号)により、本件乙情報のうち、本件 選定事務において最高得点を取得した団体以外の団体(以下「本件選外団 体」という。)名は法人等情報に該当するとして、この部分を非公開とす る部分公開決定(以下「本件乙決定」という。)をした。本件乙決定によ り部分公開された文書は別紙2の2(甲2の2)である。
 - ウ 大東市長は、本件丙請求に対し、別紙3の1 (甲3の1)の同日付け部 分公開決定通知書(大東交第685号)により、本件丙情報のうち、①本 件委員会の外部委員の氏名は個人情報に該当するとして、②本件委員会の 内部委員の氏名は事務事業情報に該当するとして、③本件選外団体名は法 人等情報に該当するとして、これらの部分をいずれも非公開とする部分公 開決定(以下「本件丙決定」という。)をした。本件丙決定により部分公 開された文書は別紙3の2(甲3の2)である。

(4) 本件各訴えの提起 (顕著な事実)

原告は、平成23年6月8日、本件各決定の各非公開部分の取消しを求めて本件各訴えを提起した。

(5) 本件甲決定の一部撤回

大東市長は、同年8月2日付け通知書(大東道第631号。乙3)により、本件甲情報のうち、本件委員会の外部委員の氏名についての非公開決定を撤回し、部分開示決定をした。同決定により部分公開された文書は別紙4(甲4の2枚目)である。

(6) 本件甲決定の再度の一部撤回

大東市長は、別紙5の1(乙9)の平成24年5月11日付け通知書(大東道第218号)により、本件甲情報のうち、本件委員会の会議録(発言している委員、第2回会議議事録中の財政的安定度に係る採点者の氏名及び第3回会議議事録中の最高得点を取得した団体以外の申請団体の名称を除く)についての非公開決定を撤回し、部分開示決定をした(乙9)。同決定により部分公開された文書は別紙5の2(乙10から12まで)である。

第3 主たる争点

- 1 甲事件に係る争点
 - (1) 外部委員の連絡先の個人情報又は事務事業情報該当性(争点1)
 - (2) 本件委員会の会議録中の発言者名及び第2回議事録中の財政的安定度に係る採点者名の意思形成過程情報又は事務事業情報該当性(争点2)
 - (3) 本件選外団体名の法人等情報該当性(争点3)
- 2 乙事件に係る争点本件選外団体名の法人等情報該当性(争点4)
- 3 丙事件に係る争点
 - (1) 審査採点表の委員名の事務事業情報該当性(争点5)
 - (2) 本件選外団体名の法人等情報該当性(争点6)

第4 当事者の主張

- 1 甲事件に係る争点
 - (1) 争点1 (外部委員の連絡先の個人情報又は事務事業情報該当性) について (被告の主張)

外部委員の連絡先として記載されている情報は、勤務先の郵便番号、住所、電話番号及びFAX番号であるところ、これを公開すると、委員個人に対し、選定をめぐって質問や嫌がらせ等を受ける可能性があるから、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められ、個人情報に該当する。

また,万一嫌がらせ等の事態が生じた場合,委員を辞退される可能性もあり,ひいては今後の委員の選定も難しくなるので,事務事業情報にも該当する。

(原告の主張)

連絡先欄に記載されているのは勤務先であり、個人に関する情報ではない。 選定されなかった団体が選定をめぐって嫌がらせ等をするおそれがあるとい うのは、被告の思い込みにすぎない。また、学識経験者の連絡先は、インタ ーネット上で既に公開されている。

(2) 争点 2 (本件委員会の会議録中の発言者名及び第 2 回議事録中の財政的安定度に係る採点者名の意思形成過程情報又は事務事業情報該当性) について (被告の主張)

本件委員会の会議録中の発言している委員,第2回会議議事録中の財政的 安定度に係る採点者の氏名及び第3回会議議事録中の最高得点を取得した団 体以外の申請団体の名称は,これを公開することにより,市政の公平または 円滑な執行に著しい支障を及ぼすおそれのある情報であり,市の内部機関に おける審議,検討または調査等に関する情報であって,公開することにより, 当該審議,検討または調査等に関する情報であって,公開することにより, に該当するとともに、市の行う事務事業に関する情報であって,当該事務事 業の性質上,公開することにより,当該事務事業の円滑な実施に著しい支障がある情報(事務事業情報)に該当する。

具体的には、発言者や採点者の委員の氏名が公開されると、委員会における自由、率直な意見交換を妨げ(委員から当たり障りのない発言が増える可能性がある。)、行政の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずることは明らかである。

なお,大阪府下の他の市町村も,被告と概ね同じ運用をしている。

(原告の主張)

被告は、本件委員会の会議録を公開すると、自由かつ率直な意見交換ができなくなると主張するが、それは委員自身の資質の問題であって、会議録の公開とは関係がない。枚方市では、枚方市自動車駐車場指定管理者選定委員会の会議録をインターネット上で公開しているし(甲6)、インターネット上で公開している例は他にも多数ある。

(3) 争点3 (本件選外団体名の法人等情報該当性) について (被告の主張)

本件委員会の会議録中の第3回会議議事録中の最高得点を取得した団体以外の申請団体の名称は、法人等に関する情報のうち、公開することにより、当該法人等の競争上の地位、財産権その他正当な利益を侵害すると認めるに相当の理由のあるもので、公開しないことが必要かつ合理的であると認めるに相当の理由のある情報(法人等情報)に該当する。

具体的には、本件選外団体名を公開すると、その得点や順位も明らかになるため、申請団体間の優劣や個々の団体の評価が一般化し、各申請団体の今後の競争上の地位を侵害したり、各申請団体の信用が失墜するなどのおそれがある。特に、本件選外団体のような零細業者にとっては、企業の優劣化、序列化、信用度について誤解を生じさせる情報を公表することにほかならず、本件選外団体の営利活動上の利益を損なうことになることは明らかである。

なお,大阪府下の他の市町村も,被告と概ね同じ運用をしている。 (原告の主張)

守口市においては、自転車駐車場の指定管理者候補者選定事務において、 選外となった2位以下の申請団体の団体名及び得点を公開している(甲7)。 被告の主張は主観的な思い込みによる主張であり失当である。

- 乙事件に係る争点(争点4)
 争点3に同じ。
- 3 丙事件に係る争点
 - (1) 争点 5 (審査採点表の委員名の事務事業情報該当性) について (被告の主張)

審査採点表の委員名は、公開することにより、市政の公平または円滑な執行に著しい支障を及ぼすおそれのある情報であり、市の行う事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の円滑な実施に著しい支障がある情報(事務事業情報)に該当する。

具体的には、審査採点表の委員名(各委員の採点項目ごとの配点)は、大東市が行う指定管理者の選定という事務事業に関する情報であり、採点結果は、各委員の経験、知識、思想等に基づき主観的な判断結果を表したものであるところ、これを公開すると各委員の配点の妥当性が問題にされ、これを避けるため委員による自由かつ率直な判断が制約され、ひいては採点の客観性をも害しかねないおそれがあり、客観的に妥当な指定管理者の選定という当該事業の実施目的を失わせ、円滑な事業の実施に著しい支障を来すおそれがある。

なお,大阪府下の他の市町村も,被告と概ね同じ運用をしている。 (原告の主張)

寝屋川市においては、市民ギャラリー指定管理者選考委員4名の氏名、役職を公開しており、さらに、第一次選考の採点総括表や、第二次選考総括表

を公開している(甲8)。日本中には他にもたくさんの公開例があると考え られ、大東市が情報公開制度の運用において遅れているのである。

(2) 争点 6 (本件選外団体名の法人等情報該当性) について 争点 3 に同じ。

第5 当裁判所の判断

- 1 争点1(外部委員の連絡先の個人情報又は事務事業情報該当性)について
 - (1) 被告の主張によれば、2名の外部委員の連絡先として記載されている情報は、勤務先の郵便番号、住所、電話番号及びFAX番号であるとされている。 2名の外部委員の職業は、それぞれ大学教授及び公認会計士であるところ (甲4)、これらの職業の場合、勤務先の住所や電話番号といった連絡先は、相当の範囲の第三者に対して公開することが、その職業を行う上で不可避であると考えられる。

そして,外部委員のうち,公認会計士の委員の勤務先の郵便番号,住所, 電話番号及びFAX番号並びに大学教授の委員の勤務先の郵便番号及び住所 はインターネット上に公開されている(甲5)。

- (2) そうすると、外部委員の勤務先の郵便番号、住所、電話番号及びFAX番号は、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であるような情報であるとは認められず、個人情報には該当しないというべきである。
- (3) また、上記の事情からすると、これを公開したからといって、委員が就任 を辞退したり、今後の委員の選定が難しくなるとは認められないから、これ らの情報は事務事業情報にも該当しないというべきである。
- (4) よって、争点1に関する被告の主張は、採用することができない。
- 2 争点 2 (本件委員会の会議録中の発言者名及び第 2 回議事録中の財政的安定 度に係る採点者名の意思形成過程情報又は事務事業情報該当性) について
 - (1) 被告は、これらの情報を公開すると、委員から当たり障りのない発言が増える可能性があり、委員会における自由かつ率直な意見交換を妨げるなどと

主張する。

しかしながら、会議録のうち、発言内容は事後的に公開され、本件委員会を構成する5名の委員の氏名も公開されていることから、非公開とされている情報は、会議録中のある発言をした者が5名の委員のうちの誰であるかという点及び財政的安定度に係る採点者が誰であるかを特定する情報にとどまっている(甲4、乙10から12まで)。

そして、公開された会議録における発言内容を検討しても、ある発言をした者が特定されたからといって、これによって今後の審議において意見が述べられなくなるおそれが具体的にあると認められるような発言は見当たらず、他にこのようなおそれがあると認めるに足りる証拠もない。また、発言者を公開することによって、今後の委員のなり手がいなくなる具体的なおそれがあると認めるに足りる証拠もない。

なお、被告は、大阪府下の他の市町村も、被告と概ね同じ運用をしている と主張するが、そのことをもって上記の具体的なおそれがあると認められる ものでもない。

- (2) 財政的安定度に係る採点者名についても、上記と同様、これが事後的に公開されたからといって、採点者のなり手がいなくなると認めるに足りる証拠はなく、その採点の専門性に照らせば、公開によって客観的で公正な採点が困難になるとは認められない。
- (3) 以上によれば、これらの情報は、意思形成過程情報にも事務事業情報にも 該当しないというべきである。
- (4) よって、争点2に関する被告の主張は、採用することができない。
- 3 争点3,4及び6(本件選外団体名の法人等情報該当性)について
 - (1) 被告は、本件選外団体名を公開すると、その得点や順位も明らかになるため、申請団体間の優劣や個々の団体の評価が一般化し、各申請団体の今後の競争上の地位を侵害したり、各申請団体の信用が失墜するなどのおそれがあ

- り、本件選外団体の営利活動上の利益を損なうことになるなどと主張する。
- (2) しかし、申請団体名は全て公開されているから(甲2の2)、選定されなかったこと自体は既に公開されているのであり、会議録や審査採点表等に記載されている選外団体名が公表されたとしても、当該選外団体の採点項目ごとの得点や順位等、審査委員による概括的な評価が判明するにとどまる。そして、会議録の記載内容を検討しても、選外団体名の公開によって、選外団体の企業ノウハウ等が公開されることとなるものとは認められず、選外団体の信用が失墜するような記載もない。かえって、会議録には選外団体もよかった、接戦であったなどと記載されていることからすると(乙12)、会議録や採点表上の選外団体名を公開したからといって、選外団体の競争上の地位を侵害したり、信用が失墜するとは認められない。

また、被告は、大阪府下の他の市町村も、被告と概ね同じ運用をしている と主張するが、そのことをもって上記の具体的なおそれがあると認められる ものでもない。

- (3) 以上によれば、これらの情報は、法人等情報には該当しないというべきである。
- (4) よって、争点3、4及び6に関する被告の主張は、採用することができない。
- 4 争点5 (審査採点表の委員名の事務事業情報該当性) について
 - (1) 被告は、審査採点表の委員名が公開されると、各委員の配点の妥当性が問題にされ、これを避けるため委員による自由かつ率直な判断が制約され、ひいては採点の客観性をも害しかねないおそれがあると主張する。
 - (2) しかし、審査委員は、指定管理者の候補者選定に際し、そもそも批判に耐 え得るだけの客観性のある採点をしなければならない立場にあるのであり、 批判を恐れて無難な点数をつけるようになるなどということは考えられない から、各委員の採点結果が事後的に公表されたからといって、各委員におい

て客観的な採点ができなくなる具体的なおそれが当然にあるとはいえず,他 にそのような具体的なおそれがあると認めるに足りる証拠もない。

また、被告は、大阪府下の他の市町村も、被告と概ね同じ運用をしている と主張するが、そのことをもって上記の具体的なおそれがあると認められる ものでもない。

- (3) 以上によれば、これらの情報は、事務事業情報には該当しないというべきである。
- (4) よって、争点5に関する被告の主張は、採用することができない。

5 結論

以上によれば、原告の請求は全て理由があるからこれを認容することとし、 主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 山田明

裁判官 告野内 謙 志

裁判官 柘 分 宏 和